

個別事項討議用メモ

法人の目的について

公益性を有する非営利法人（以下、法人）は、「不特定多数者の利益」の実現を目的とすることを基本としつつ、その適切な受益者の範囲の考え方について、以下の点を踏まえて検討。

- ・ 「不特定」については、受益の及ぶ範囲及び共益の取扱いの考え方。
- ・ 「多数」についての考え方。

1. 受益の及ぶ範囲

法人の提供する財・サービスの直接的な受益者が特定の範囲の者に限られる場合であっても、受益の効果が特定の範囲の者に限定されないときは、公益と位置付けることができる場合があるのではないかと。

ただし、結果的にその周囲に何らかの受益の効果が及ぶだけでは公益目的とは言えず、その効果が広く社会など不特定多数に及ぶことを積極的に意図して事業を行い、その事業を媒介にして社会全体あるいは十分に広い範囲に利益が及ぶことが必要ではないかと。

また、この場合、受益の効果が社会全体あるいは十分に広い範囲に及ぶことをどのように判定するか。個々の事業について、受益の効果の広がりを判定する必要があるのではないかと。

（参考）

ア 結果的にその周囲に何らかの受益の効果が及ぶと考えられる例

特定業界の職員の福利厚生を推進することで、結果として当該業界の事業の健全な発展に寄与する場合

イ 特定範囲の者を受益者とする事業を媒介にして広く社会に利益が及ぶと考えられる例

特定事業者を対象に一定の講習を行うことで、事業者の公正競争が促進され、消費者保護・公正競争確保に寄与する場合

2. 共益の取扱い

「公益性を有する法人」であることから、法人の本来的目的としては、公益を目的とし、共益を目的とすることは適当ではない。これについては、法律においてその旨規定されるべきものと考えられる。なお、上記「1. 受益の及ぶ範囲」の考え方によれば、その受益の効果が法人の構成員に限定されるような場合は、共益となる。

したがって、公益を法人の本来的目的とすることは適当ではないが、共益的な目的・事業については一定程度認められるのではないか。法律上の規定と、個々の法人の定款等を照合するにあたり、共益的な目的・事業はどのような考え方により、どのような範囲で認められるか。

公益を法人の本来的目的である公益目的との因果関係を重視して捉える考え方。法人の本来的目的である公益目的を実現するために必要な範囲内で共益的な事業を行うことは可能とする。

- この場合、法人の本来的目的である公益目的に必要な事業を行うことは認められないこととなる。なお、「必要な範囲内」の判断にあたっては、広範な裁量が生ずるおそれがある。

公益を主たる目的とし、共益は従たる目的となる範囲内で認められるものとし、事業の量的な側面に着目して捉える考え方。すなわち、共益的事业は従たる事業となる範囲内で可能となる。

- この場合、共益的事业の量的割合は制約を受けるものの、法人の本来的目的である公益目的との関係で事業内容を制限されることはない。なお、事業の基準の設定如何によるが、客観的な判断が可能。

なお、構成員が特定の者（特定業界企業、同窓生、特定資格保有者、特定企業職員等）に限られていても、法人の本来的目的が公益であれば、その目的に応じた事業を行っているかなど必要な要件に基づき公益性の有無を判断すればよいのではないか。

3. 多数についての考え方

「多数」については、必ずしも数の多いことを要件とするものではなく、例えば、まだ数人の患者しか発見されていない難病の研究や、将来的に難病を引き起こす可能性のある病原菌等の研究も公益性を有すると考えられることから、その受益の及ぶ範囲も踏まえ、柔軟に解することとしてはどうか。

法人の事業について

公益性を有する非営利法人が行う公益的な事業としては、市場経済では適切な供給が困難な財・サービスを提供する事業であることを基本とし、公益目的との関係で、事業による受益の及ぶ範囲が社会的な広がりを有するものである必要。

1. 事業列举の適否

具体的にどのような事業が公益性を有するかを判断するに当たっては、大別して以下の2つの考え方があると考えられるが、どのように評価するか。

- A：公益性を有する事業について、法令や運用指針等により、できるだけ具体的に列挙することとし、これに該当しない場合は公益性を有しないものと判断する。
- B：価値観や社会のニーズが多様化していることを踏まえ、事業は具体的に列挙しないか、少数の一般的な例示にとどめ、公益目的との関係で、事業による受益の範囲がどの程度社会的な広がりを有するかどうかという観点から公益性の有無を判断する。

考え方	A	B
主な長所	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ裁量の少ない客観的で明確な要件とするとの要請に合致。 ・公益性の有無の予測可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の変化等により生ずる新たな公益的な事業に機動的に対応することが可能。 ・一般的な公益性を取扱う仕組みと位置付けることが容易。
主な短所	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の変化等により生ずる新たな公益的な事業に機動的に対応することが可能か。 ・価値観や社会のニーズが多様化している中、事業を列挙しつくすことが可能か。 ・一般的な公益性を取扱う仕組みと位置付けることが可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ裁量の少ない客観的で明確な要件との要請に合致しないおそれ。 ・公益性の有無の予測可能性が低い。 ・結果的に殆どの事業に公益性を認めることとなるおそれ。

2 . 公益的事業の割合

具体的判断要件として、例えば、以下の案についてどのように考えるか。

- ・ 公益的事業の規模は、総支出額の2分の1以上であることとし、判断主体等が、特に合理的理由が認められると判断する場合に限り（注）この基準を超えることも許容する。この場合、併せて、公益的事業の割合が基準を超える合理的理由について情報開示を求めることとする。

（注）例えば、事業の特性等に応じた合理的な判断要素を勘案することも考えられる。

3 . 収益的事業に伴う利益の公益的事業への使用

具体的判断要件として、例えば、以下の案についてどのように考えるか。

- ・ 収益的事業（注）に伴う利益については、原則として公益的事業のために使用することとする。ただし、判断主体等が、特に合理的理由が認められると判断する場合に限り、例外的に利益を公益的事業以外の事業のために使用することも許容する。この場合、併せて、利益を公益的事業以外の事業のために使用する合理的理由について情報開示を求めることとする。

（注）本項にいう「収益的事業」とは、法人の健全な運営を維持し、十分な公益活動を行うための収入を確保するために公益的事業に付随して認められる公益的事業以外の事業であり、いわゆる税法上の収益事業や、公益的事業であるが収益を生ずる事業とは異なる。

4 . 公益的事業の営利競合等

社会通念上、営利企業として行うことが適当と認められる性格・内容の事業を公益的事業として行うことは不適當であり、特に、法人の事業が、著しく民間営利活動を阻害していることが明らかな場合は不適當と考えられる。どのような具体的要件により、そのような状態を排除することができるか。

内部留保の取扱いについて

1. 基本的考え方

公益的な事業を適切かつ継続的に行うためには、一定の手元流動性は必要。しかしながら、不特定多数の者の利益の実現を目的とする非営利の活動であれば、本来単年度の収支において大幅な黒字を有するものではないと考えられる。また、本来公益的な事業のために使われるべき資金が、使われることなく法人内部に蓄積されることは望ましくない。税制上の措置との関係も考慮すれば、適正な法人活動を制約しない範囲で、将来の公益的な事業の実施に必要な範囲を超えて過大な資金等を留保することに対する何らかの規制が必要と考えられる。現行制度においても、こうした考えから、現行の指導監督基準において内部留保に関する規律が設けられている。

また、こうした合理的な範囲の規制は、むしろ公益性を有する法人や、公益性を取り扱う仕組みに対する社会的信頼の維持に資するとも考えられるのではないか。

2. 規律のあり方

内部留保の定義について、指導監督基準上の「いわゆる内部留保」の範囲が曖昧であるといった指摘等も考慮すれば、適切な会計基準等を踏まえ、明確化が必要。

実態ヒアリングの結果等を踏まえれば、内部留保の水準に関し、一律の基準をすべての法人に適用することは合理的でないのではないか。例えば、以下の案について、どのように考えるか。

- ・ 一定の基準（例えば、一事業年度分の事業費及び管理費等といった水準や、現行の運用指針の基準など）を設け、その範囲を超えるような過大な資金等の留保等は認めないこととする。その際、こうした内部留保をどのように捉えるか（内部留保の定義の明確化等）及び一定の基準を超える内部留保の取扱いについては、さらに検討を行う。

ただし、判断主体等が、特に合理的理由が認められると判断する場合は、この基準を超えることも許容するものとする。この場合、併せて、内部留保の基準を超える合理的理由について情報開示を求めることとする。

なお、公益的な事業の実施のために資金を適切に使用しないことが問題との観点から、いわゆるペイアウトルールに類似する仕組みについて、その実行可能性を含め、検討する。その際、アメリカにおけるペイアウトルールは税法上の措置であることに留意。

公益性判断に伴う具体的な効果について

公益性判断に伴う効果として、どのような効果が考えられるか。

- ・ <呼称の使用>
公益性に係る判断要件を満たした非営利法人について、法人の名称とは別に、何らかの呼称において他と区別されることにより、こうした法人の社会的信用が高まり、寄附や労務の提供等を通じて、その活動の促進に資する。
- ・ <公益性の判断主体等による情報提供>
例えば、公益性の判断主体等が、非営利法人が情報開示する事項、提出された各種報告書等をデータベース化し、インターネット等で公開。これにより、非営利法人間で活動の実態・実績を比較しやすくなる。
- ・ <公益性の判断主体等による相談・助言>
公益性の判断主体等が、公益的な活動を行う（又は行おうとしている）非営利法人の求めに応じて、例えば、次のような業務を行い、非営利法人による公益的活動の促進に資する。
 - 公益性に係る判断を受けようとする非営利法人や既に公益的な活動を行っている非営利法人に対し、関連法令等についての説明や法人運営の判断要件への適合性について相談に応じる。
 - 非営利法人による公益的活動について蓄積される情報を活用し、公益的な活動を行おうとする非営利法人等に対し、相談・助言（例えば、他法人の活動事例・適切な運営手法等の紹介、国等による特例措置等についての情報提供等）。
- ・ <しっかりした規律の確保>
公益性に係る判断を受けた非営利法人は、必要なガバナンスの確保、判断要件の遵守等の義務を負うことにより、こうした法人の社会的信用が高まり、寄附や労務の提供等を通じて、その活動の促進に資する。
- ・ <税制上の特例措置>
現行法人税制では公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている（税制上の措置を講ずるに当たって必要となる要件と公益性に係る判断要件とが整合的でない場合には、税制上の観点から独自の要件が必要となる可能性。）。
- ・ その他、どのような効果が考えられるか。

参考

現行の公益法人制度に係る主な法律上の効果

主務官庁の許可に基づく、公益性・非営利性の認定を前提にした法人格の付与

(参考)

民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

第三十三条 法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

名称の使用制限

(参考)

民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

第三十四条ノ二 社団法人又ハ財団法人ニ非ザルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財団法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八十四条ノ二 第三十四条ノ二ノ規定ニ違反シタル者八十万円以下ノ過料ニ処セラル

税制上の取扱い

(参考)

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。

七～四十八 (略)

(納税義務者)

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合又は第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

2・3 (略)

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第七条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にかかわらず、それぞれ各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さな

い。

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
（略）	（略）
財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	民法
（略）	（略）
社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）	民法
（略）	（略）

二 （略）

等

その他

- ・ 個別法において、主務大臣等が特定の業務を行う法人を指定する際の要件や基準として、公益法人であることが規定（いわゆる指定法人制度）
- ・ 公益法人であること等を要件とした一定の法律上の効果

（参考）

商品取引所法（昭和三十五年法律第二百三十九号）（抄）

（指定の基準）

第九十七条の八 主務大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 申請者が民法第三十四条の規定により設立された社団法人であること。

二～六 （略）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 （略）

等